

令和5年第21回 議会運営委員会

1. 日 時 令和5年12月14日（木）
2. 場 所 白井市役所本庁舎4階大委員会室
3. 議 題 (1) 追加議案の取り扱いについて
(2) 議会改革に係る議会運営委員会の検討事項について
(3) その他
4. 出席委員 柴田圭子委員長・広沢修司副委員長
石井恵子委員・長谷川則夫委員
田中和八委員・徳本光香委員
岩田典之議長
秋谷公臣副議長
5. 欠席委員 なし
6. 説明のための出席者
市 長 笠井喜久雄
総務部長 松丸健一
総務課長 齊藤祐二
7. 会議の経過 別紙のとおり
8. 議会事務局 議会事務局長 永井康弘
係 長 今井好美
主 事 金子直史

会議の経過

開会 午前10時

○永井議会事務局長 おはようございます。定刻となりましたので始めさせていただきます。

まず、会議に先立ちまして、柴田委員長より御挨拶をお願いいたします。

○柴田委員長 おはようございます。今日、今数えていたら、九つ追加議案が。最終日1日残すだけで九つ追加議案があるということなので、本当に慎重に審議しなくちゃいけない。その前に、事前に十分準備しなくちゃいけないなと思っているところですので、どうぞよろしく日程調整等お願いいたします。

○永井議会事務局長 ありがとうございます。

続きまして、会議に御出席いただきました笠井市長より御挨拶をお願いいたします。

○笠井市長 皆さん、おはようございます。

本日は、大変お忙しい中、令和5年第4回市議会定例会に関わる議会運営委員会を開催いただきまして、誠にありがとうございます。

12月19日火曜日の本会議において、市から追加提案いたします案件は、常勤の特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてなど、条例に関する案件が3件。令和5年度一般会計ほか、5会計の補正予算に関する案件が6件の合わせて9議案になります。

詳細につきましては、この後、総務課長が説明いたしますのでよろしくお願いいたします。

○永井議会事務局長 ありがとうございます。

なお、笠井市長におかれましては、この後、公務のため退席とさせていただきます。

○笠井市長 お願いします。

○永井議会事務局長 それでは、委員会会議につき、議事等につきましては柴田委員長をお願いいたします。よろしくお願いします。

○柴田委員長 ただいまの出席は6名です。委員会条例第16条の規定により、定足数に達しております。

これより令和5年第21回議会運営委員会を開会いたします。

本日の会議は、お手元に配付の議題のとおりです。

議題1、追加議案の取り扱いについてを議題とします。

執行部より、今定例会に追加で提案される議案の内容について説明をお願いいたします。

齊藤総務課長。

○齊藤総務課長 それでは皆様、改めましておはようございます。

最終日に追加提案させていただきます議案ですが、市長からありましたとおり、条例の一部改正が3件、一般会計ほか各会計の補正予算が6件、合計9議案となります。

まず、議案第16号 常勤の特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。所管課は総務課でございます。

人事院及び千葉県人事委員会の勧告を踏まえて給与改定を行う一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給月数を考慮いたしまして、常勤の特別職の期末手当の支給月数を改定するため、条例の一部を改正するものでございます。

主な内容ですが、令和5年12月期の期末手当の支給月数を2.2月分から2.3月分に改定をするもの。令和6年度以降の期末手当の支給割合を6月期、12月期で均等化するものでございます。施行期日は、公布の日ほかの予定となっております。

議案第17号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。所管課は総務課でございます。

人事院及び千葉県人事委員会の勧告を踏まえまして、一般職の職員の給料表、期末手当及び勤勉手当の改定並びに会計年度任用職員の勤勉手当を改定するため、条例の一部を改正するものでございます。

主な内容ですが、初任給及び若年層に重点を置き、給料月額を平均1.31%引き上げるもの。令和5年12月期の期末手当の支給月数を1.2月分から1.25月分、再任用職員にあっては0.675月分から0.7月分に、勤勉手当の支給月数を一月分から1.05月分、再任用職員にあっては0.475月分から0.5月分にそれぞれ改定をするもの。令和6年度以降の期末・勤勉手当の支給割合を6月期、12月期で均等化をするもの。令和6年4月1日施行予定の会計年度任用職員の勤勉手当について、支給月数を一月分から1.025月分に改定をするものでございます。施行期日につきましては、公布の日ほかを予定しております。

議案第18号 白井市手数料条例の一部を改正する条例の制定について。所管課は市民課と総務課でございます。

こちらは戸籍法の一部改正に伴いまして条例の一部を改正するものでございます。

主な内容ですけれども、本籍地以外の市区町村においても戸籍証明書等の交付が可能となるため、戸籍の記録事項証明書交付手数料及び除籍の記録事項証明書交付手数料につきまして、法の根拠規定を追加するとともに、法に定める用語の改正に伴い、手数料の名称等を改めるもの。オンラインで行政手続を行う際に戸籍に関する電子証明書が利用できるようになり、本籍地の市区町村は、電子証明書を利用する者に対してパスワード、識別符号になりますが、こちらを発行することになるため、識別符号の発行手数料を新たに定めるもの。

電子化された戸籍の届出等情報に関する証明書の交付及び閲覧に係る手数料を新たに定めるものとなります。施行期日につきましては、令和6年3月1日となりまして、この

戸籍法の一部改正に伴う手数料などの対応につきましては、午後の議員全員協議会のほうで担当課から説明をさせていただきます。

続きまして、議案第19号 令和5年度白井市一般会計補正予算（第11号）。所管課は財政課でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億644万3,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ239億6,596万9,000円とするものでございます。

主な補正内容ですが、歳入歳出予算といたしまして、国から交付される物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用いたしまして、エネルギー・食料品価格等の高騰の影響を受ける令和5年度住民税非課税世帯に対しまして、1世帯当たり7万円の給付金を支給するために所要額を計上するもの。国から交付されます物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用いたしまして、物価高騰の影響を受ける法人及び個人事業者に支援金を交付するため、所要額を計上するもの。人事院及び千葉県人事委員会の勧告を踏まえた給与改定に伴いまして、人件費を補正するもの。特別会計及び公営企業会計の給与改定に伴いまして、繰出金を増額するものとなります。

なお、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して実施いたします事業につきましては、同じく午後の議員全員協議会で説明のほうをさせていただきます。

議案第20号 令和5年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第3号）。所管課は保険年金課でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ103万8,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億9,671万円とするものでございます。

主な補正内容ですが、歳入歳出予算といたしまして、人事院及び千葉県人事委員会の勧告を踏まえた給与改定に伴う人件費の補正でございます。

議案第21号 令和5年度白井市介護保険特別会計保険事業勘定補正予算（第3号）。所管課は高齢者福祉課でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ463万8,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億7,158万1,000円とするものでございます。

主な補正内容ですが、歳入歳出予算といたしまして、人事院及び千葉県人事委員会の勧告を踏まえた給与改定に伴う人件費の補正でございます。

議案第22号 令和5年度白井市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について。所管課は保険年金課でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ33万9,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億3,038万8,000円とするものでございます。

主な補正内容ですが、歳入歳出予算といたしまして、人事院及び千葉県人事委員会の勧告を踏まえた給与改定に伴う人件費の補正でございます。

議案第23号 令和5年度白井市水道事業会計補正予算（第2号）。所管課は上下水道課

でございます。

収益的収入及び支出を補正するもので、収益的収入及び支出の予定額をそれぞれ43万2,000円増額いたしまして、6億3,264万円とするもの。

また、資本的収入及び支出を補正するもので、資本的収入及び支出の予定額をそれぞれ2,000円増額し、資本的収入の予定額を6,009万9,000円、資本的支出の予定額を1億549万4,000円とするものでございます。

主な補正内容ですが、収益的収入及び支出のほうでは、人事院及び千葉県人事委員会の勧告を踏まえた給与改定に伴う人件費を補正するもの。資本的収入及び支出につきましては、収益的収入及び支出と同様に、職員人件費の補正でございます。

議案第24号 令和5年度白井市下水道事業会計補正予算（第2号）。所管課は上下水道課でございます。

収益的収入及び支出を補正するもので、収益的収入及び支出の予定額をそれぞれ43万8,000円増額いたしまして、14億7,311万1,000円とするもの。

また、資本的収入及び支出を補正するもので、資本的収入及び支出の予定額をそれぞれ9万2,000円増額いたしまして、資本的収入の予定額を2億257万2,000円、資本的支出の予定額を3億2,283万円とするものです。

主な補正内容ですが、収益的収入及び支出といたしまして、人事院及び千葉県人事委員会の勧告を踏まえた給与改定に伴う人件費を補正するもの。資本的収入及び支出のほうも、収益的収入及び支出と同様に、職員人件費を補正するものでございます。

説明のほうは以上でございます。よろしくお願いたします。

○柴田委員長 以上で説明が終わりましたが、ただいまの説明について補足説明を求めたい方はおられますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田委員長 では、補足説明ないようですので、執行部のほう退席をお願いいたします。御苦労さまでした。

〔執行部退席〕

○柴田委員長 それでは次に、事務局のほうで追加議案の取扱いについての説明を求めます。

議会事務局長。

○永井議会事務局長 それでは、私のほうから議案等の追加提案を受けまして、12月19日定例会最終日の議事日程案について御説明をさせていただきます。お手元に配付してございます議事日程（第6号）（案）をお開きいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

執行部から説明のありました追加提案の条例の改正3件、それから補正予算6件の合計9件につきましては、12月19日火曜日、本会議の最終日に追加して審議する案でござい

ます。

日程案のほうの1枚めくっていただきまして、最上段になりますけれども、日程第16、議案第15号 令和5年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算(第2号)について、日程第17として、議案第16号 常勤の特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてをはじめ、以降、記載のとおり、日程第18、議案第17号から日程第25、議案第24号までを追加提案の議案を追加してございます。

なお、追加議案の審議につきましては、閉会日でありますので、委員会の付託を省略して審議をお願いしたいと思います。

なお、追加議案の審議の後は、発議案の審議、閉会中の継続調査としております。日程案につきましては以上になります。よろしく申し上げます。

○柴田委員長 以上で議会事務局長より説明が終わりましたが、ただいまの説明について補足説明を求めたい方はおられますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田委員長 それでは、追加議案の取扱いについては、事務局長からの説明のとおり、追加提案の条例改正3件、補正予算6件については、12月19日の本会議に追加することとし、日程第16、議案第15号 令和5年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算(第2号)の後に、日程第17として、議案第16号 常勤の特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから順に、日程第18、議案第17号から日程第25、議案第24号として追加提案の議案を追加し、委員会付託を省略して審議することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○柴田委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

それでは、追加の議案については、ここまでといたします。

議題の2に移ります。議会改革に係る議会運営委員会の検討事項についてを議題といたします。

今日、事務局のほうから、本日のSide Booksの議運の委員会のところに、今までに話し合われたことと結果を記載された議会改革の活性化の提案と、それから資料として議会中継の紙面のテロップについて、近隣の市を調べてもらったので、その結果。それから、オンライン会議について、一番最近の総務省の通知について。これが追加で載っていますけれども、そこは分かりますでしょうか。本日のところですね。

それでは、順番にやっていきたいと思っております。前回は、議運で検討する事項についての既に1-1、1-2、1-3から2-1、2-2については終わっていて、次の3-1、3-2、3-3、これについても終わっている。議員間討議のことですね。4ページ目の議会中継の録画配信、4-1、4-2をやりかけて終わったのだと思います。それと、追加でオンラインによる会議開催について、今度、経過をお話ししますので考えてください。

ということでお願いをしてあります。

この間ペンディングになったのは、4-1、市民の声からの提案の中の中継に入る部課長の名前をなくす。役職名のみ。ここについて状況を調査して、改めて今日、協議をいたしますということになっていました。

近隣の状況は今、お手元に配付されている資料のとおりなのですが、これ、御覧いただけますか。開きました。議会中継における発言者の表記方法についてというので、議会事務局が調査してくれたものです。近隣、印旛郡市プラス船橋とか柏、市川など、取手も入っていますね、が入っていて、議員の名前はどうか、あと、特別職の名前はどうか、執行部の答弁者についてはどうかということが一覧表で示されています。

今、提案がされているのは、部課長の名前の表示、肩書だけでいいのではないかとということが提案になっています。その肩書が外れても、その名前と役職名でずっと配信され続けることになるので、役職として答えているので、役職名のみでいいのではないだろうかということが提案です。

この一覧表を見ていただきますと、執行部の答弁者は役職のみというところが多い。フルネームと役職のところもあります。でも、全般的に、六つが役職のみということになっています、近隣の状況は。

それで、それに加えて、私のほうで今現在、名前が載せて配信されている白井市の部長クラスの人にヒアリングをしてみますと申し上げました。ヒアリングをしました結果、受け取り方様々で、嫌だけれど仕方がないと、仕事だからという人と、自分の映像とかを見たことがないんだと。だから気にもなっていなかったけれども、言われてみれば、それは大いにあるなという人。それから、その役職を離れても、ずっと知り合いとかから言われたりするので、できたら部長名だけにしてもらいたいという人と、全く気にしませんと。そういうものだと思いますという人。それから、自分なんて全然見ないから、そういうことを考えたこともなかったけれども、そういうものなんだな、そういうものかもしれないなというふうに、指摘をされて初めて思い至ったという人、様々でした。もう一人、やっぱり言われてしまうので、できたら外してもらえたらという人は、もう一人いました。そういうのが結果なのですね。

これについて、配慮をしたほうがいいのかどうか。今、御報告したようなことを踏まえて御協議を願いたいと思います。

議長。

○岩田議長 確認していいですか。現在、白井市議会においては、部課長も苗字と役職名で、何々部長としています。音声はそのままで、会議録のほうは何々部長となっています。ここに他市の状況ですけれども、この執行部の答弁者の役職のみというのは、会議録もそうですけれども、実際に、発言するときも何々部長ということで、名前は載せていないの

ですよね。その確認だけしておきたいと思います。

○柴田委員長 言っている意味が。テロップに名前が出てこないという意味ですか。

○岩田議長 違う。要は、例えば議員が質疑しますよね。そうしたら、名前を出してもいいのかな。例えば松丸総務部長って言いますよね。ほかの市議会は、手を挙げたら、総務部長とだけ言って、要は苗字を言わないで、総務部長とか、福祉部長と言っているのじゃないかなと思う。それ確認です。

○柴田委員長 そこは確認しなかったな。逆に議事録でどうなっているかというのは比較したのですけれども、役職のみのところも、議事録見るとフルネームで載っていたり、チグハグだったなという記憶は。ただ、呼び方までは確認しなかったです。

議長。

○岩田議長 要は、テロップは総務部長となっても、音声では松丸総務部長となるわけですよ。なので、もしそれを変えるのであれば、一緒に呼び方も変えるほうがいいのかなという気がして、ほかの市議会の確認がどうなっているかと思ったのです。

以上です。

○柴田委員長 確認は私はしなかったです。分かる人いますか。

議会事務局長。

○永井議会事務局長 資料をまとめさせていただいたときには、テロップの部分は気にしていたのですけれども、指名するときの呼び名までは確認取っておりませんでしたので、現状捉えていないという状況でございます。

○柴田委員長 これは、もう一回確認して、再度諮るということにしましょうか。その確認が取れたほうがよさそうですので。これはそういうことで、また次に持ち越して、その確認。

あとは、これも確認したほうがいいというのはありますか、この部分について。議事録では一緒になっていないというのは確認したのですけれども。

石井委員。

○石井委員 よく分からないのですけれども、この執行部の答弁者の役職のみにするのか、苗字と役職にするのか、フルネームで役職にするのかというのは、ここで議運で全部決めてしまっているのですか。執行部に、今、議運の委員長が意向確認はしたという話でしたけれども、正式にお願いして聞いたものではないですよ。それは正式に議会のほうから、どうですかというようなことをしなくていいのか。ただ単に、委員長が意向を確認して、こうでしたという。今のお話を伺うと、部課長さんも言われてみて、今、気がつきましたみたいな雰囲気ですと、これを正式にここだけで決めてしまっているものなのかというのは確認したいところです。

○柴田委員長 もし、ここで決まったにしても、こういうふうにしようと思うのですけれども、どうですかという提案になるのではないかと思いますけれども。今現状は流れてい

る状況なので、こういうふうに考えていますけれども、どうですかというふうに振るのかなと思いますけれども。まず議運でこう決まっても、取りあえず全協でも報告しなきゃいけないしと私は思うのですけれども、どうですか。

○石井委員 執行部の意向というのは、どこかできちっと確認しなくちゃいけないのかなと思いますけれども。

○柴田委員長 そうですね。だから、そういうふうな提案が出て、こういうふうにまとまっているのですけれども、どうでしょうということは、そこで振ったほうがいいかなと思います。どうでしょうか。

そういうことですので、取りあえず、まだ調査が足りていないところがございましたので、そこはまた一旦預けていただいて調査します。それで、そうしたほうがいいよねというふうになった場合は、執行部のほうに、このように話が進んでいます、どうですかということで打診をするという形になるかなと思いますので、そういう流れでということをお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

議会事務局長。

○永井議会事務局長 こちらの資料の関係なのですけれども、いろいろ団体名が出ておるのですけれども、こちらに了解を取ってはいない資料でございますので、取扱いのほうだけ注意をお願いしたいと思います。

以上です。

○柴田委員長 分かりました。ありがとうございます。

それでは、この件については、またペンディングですけれども、引き続き検討ということにしたいと思います。

また画面を議会の議運で検討する事項のほうにお戻りいただきまして、4ページ目です。次が、4-1、4-2が今またペンディングがあるので、最終的に終わっていませんが、次が5ということになりますね、順番的には。

5は、日本共産党さんの陳情・請願審査活性化ということで、共産党さん、これ、もう一回説明をお願いできますか。

徳本委員。

○徳本委員 この間、今まで無制限だった陳情・請願を出す市民の方々の説明時間が、15分に大幅に削減されるなどして、内容によっては、もう少し説明が必要なものもあるのではないかと考えているので、この提案の三つの事項の一番下の部分に関して言うと、足りない場合、絶対それを守らなければいけないという何か論理はないと思いますので、もう少しここを説明したいという希望があった場合は、延長可能とできるように柔軟に対応したらどうかと思っています。

また、今までは一方通行で、こちらの議員が執行部や陳情・請願者のほうに質問するのみとなっていたのですけれども、やはり市民のほうと双方向の話合いになったほうが、も

っと活発な議論になると思いますし、市民の方々が聞かれることだけに答えるという縛りをなくして、問題意識があつて陳情や請願していると思いますから、この際、議員や執行部に逆に聞いてもらって、しっかり意向確認ができるようにしたほうが、賛否の理由などもはっきりするのではないかと思っています。

一番上の項目、議員は市民全体の代表者として、自身の賛否の理由を討論することとするというのは、これは、私が市民のときから、この市議会の陳情の様子を見ていて、市民が要望していることに関して、一つも質問をしない議員さんが複数いました。それですごく驚いたのですね。質問も出ず、賛成なら、後押しするという態度表明ですから、いいと思うのですけれども、反対する場合に理由も述べないというのは、全体の市民から選ばれた議員としては、完全無視という形になってしまうので、特に反対の場合、賛成の場合でも、討論というのはやるという約束にしたほうが、せつかく準備して出した市民も納得がいきやすいのではないかなと思って提案しました。

以上です。

○柴田委員長 提案理由は以上のとおりですけれども、そこについては、それぞれお考えがあると思いますので、少し協議はできるのかなと思います。どうでしょうか。まず、最初の一番上の市民の全体の代表者として自身の賛否の理由をちゃんと討論してはどうかということについては、どうでしょう。

会派でまとまっている場合に、会派を代表して誰かが討論するとかいうようなこともあると思うのですけれども。それを一人一人、全て求めるということになりますか。

徳本委員。

○徳本委員 それについては話し合ってもらえばいいかなとは思っているのですけれども、最低限、会派ごと。そうですね。会派ごとというやり方もあるかもしれないなと思います。そういうふうに表明してもらえば、同じ常任委員会で2人いるので、何々会派を代表して賛成討論します、反対討論しますでも私はいいいと思います。話し合ってもらえばいいと思いますけれども、あの人はどういう考えだったんだろうというのが、全く分からないということがないようにしてほしいなというふうに思っています。

○柴田委員長 それは、常任委員会での討論という意味ですか。討論、まとまりきらないけれども、例えば反対しようと思った場合に、本会議までに考えをまとめてということも。

○石井委員 陳情・請願って書いてあるから。委員会じゃないです。陳情・請願をやっているのです。

○柴田委員長 陳情・請願、だから最終的には本会議になりますよね。

○徳本委員 そうです。でも、市民が実際に最終審査される場合は常任委員会になりますよね。なので、できればその場で分かったほうがいいかなとは思っているのですけれども。そこでまとまっていなければ、もちろん最終日でもいいと思います。全く何も、質問も表明もしないというのは、ないような形にしたほうがいいのではないかなと思っています。タイミ

ングはどちらでもいいと思いますが。

○柴田委員長 何か確認したいとかいうことありますか。

石井委員。

○石井委員 議員が発言に対しては、個人の発言に対して責任をもって発言しますよね。要するに、発言を制限されるということは、議員に対しては失礼かなと思うので、議員の発言の制限というのは、なかなかしませんよね。私は討論をすることとするって、これ、ある意味強制されてしまっている気がするのですね。議員であるならば討論しろと。そういうふうに縛りをつける必要は全くなくて、議員はそれぞれの考えがあって、討論するもしないも自由なわけですよ。しない自由もあります。もちろん討論するのも自由です。それは一つの権利ですから。それをしなきゃならないというふうな縛りをつける必要はないと思います。

○柴田委員長 どうですか、ほかの方は。例えばこういうふうに、討論することにしましよなんていうふうになった場合は、申合せとか、そういうことに加えたりとかになるんですか。それは違うような気もするのですけれども。

徳本委員。

○徳本委員 特に強制はする必要ないし、しなくていいとは思いますが、私も。そんなに強くやる必要はないと思うのですけれども、今まで、市民のときから議会を見てみて、ほとんど陳情が通らないという実態があるわけですよ。どんなに準備してきても。

でも、それで質問も出ないとなると、果たして市民が出した資料すら読まれているのかということも分からないわけですよ。全くそれを審査している側の意向が一切、最初から最後まで分からないというのは、やはり市民全体から選ばれた議員としては、いい態度とは言えないと思うのですよ。

全部自由ですから、一切発しません、資料も読んでいるかどうか、質問もしません、反対討論も賛成討論もしませんというようなのだと、やっぱり健全だとは言えないと思うので、もし加えるのであれば、できるだけ市民に意向が分かるようにするとか、そういう何か、なるべくそうするという文言でも致し方ないかなと思うし。そんなこと決めなくても、全員がちゃんと質問して、深掘りして意向を示してくれれば、こういう提案をしなくて済んだので。もう少し前向きな議論にしてほしいなと思います。

○柴田委員長 御意見ありますか。

石井委員。

○石井委員 今、徳本委員がおっしゃっていることがよく分からないのですが、今まで陳情・請願が出て、一言も質問もしないで、意見も言わないで、討論もなかった。要するに声を発しなかった。そういう議員がいたというのが私には理解ができない。少なくとも私はしゃべってきましたので。そういう、もし議員さんがいるんだったら、その議員さんに言えばいいんじゃないんですか。こういうところで、そういうことがあってはいけないう

て。だから、もしかしたら、その議員さんもいろいろお考えがあって、そうしているのかもしれないのですよね。私はこういうことを縛りつけるのは、議員の議員活動を縛るなど思っていますので、これは納得できないでいます。少なからず、今まで請願・陳情が出て、1時間から2時間審議していますよ、どの請願も陳情も。10分、15分で終わったことは一度もないと思いますよ。だから何もしゃべらない、何も質問しない、何も言わない、言葉を発しない議員がいたというのは、私は、にわかには信じられません。

○柴田委員長 徳本委員。

○徳本委員 じゃあ、この場では私は言えるのですけれども、きちんと確認をしてから、その本人には言おうと思いますし、いますよ。一言も質問しないで討論もしていない人は、いるし、10分、15分で終わっていないからいいということではなく、個々の議員の姿勢として言っているのです、活発に聞いている人はもちろんいるので、短時間で終わるといふことではないです。

ただ、一切、無反応、完全無視して黙殺しているというのは、衝撃をもって市民の頃から見ているので、そういうことはなるべく防いでいきたいと思っています。先ほど言ったように、強制という形は取らなくていいと思いますけれども、できるだけこうしましよというふうなまとめ方をさせていただければと思います。

○柴田委員長 ここでこういうふうに出されて、言われたというだけでも結構インパクトがある内容かなと思います。みんながこれを共有するわけですから。徳本委員が言うように、全く何も発言しない人、いますよということもあります。でも、それは市民が見ていること、市民がどう感じるかということも大いにあるので、それを見て、市民がどう感じるかということも大きいかなと思います。

だから、それは自分の中ではそうかもしれないけれども、それをほかの議員にも絶対そうしてほしいというふうに言うことは、無理なのかなという気はするのですけれども、こういう意見が強く出ましたということは、私たち全員が知っているし、受け止めなければいけないことかなとは思っています。

ただ、これを、こういうふうに出たから、こうしましよとまで持っていくのは、個々の議員の発言をする権利もありますし、言わないということもできるわけなので、そこについては、個々の議員が対応することかなという気はするのですけれども。どうでしょうか。

田中委員。

○田中委員 私も決め事にするのは反対です。これ、陳情・請願だけでなく、ほかの部分でも可能性としてはゼロじゃないと思いますので。それこそ市民から選ばれた議員さんが、自分の考え方で討論をしない、質問もしないというような方でいいのかどうかは別として、こちらから、それをどうのということは、決め事ではできないのではないかなと思っています。ですからこれは、ここに書いてある問題意識は今までもありますので、あえ

て取り上げて決定事項に持っていく、何々で、言葉は変えるにしても、やはり自由もありますので、その辺のところは、私としては賛成はできかねます。

○柴田委員長 どうですか。副委員長と長谷川委員はいかがですか。

副委員長。

○広沢副委員長 こういった意識の部分、それぞれの価値観に基づいてこういうことを態度を表明しているわけですがけれども、発言をする自由もあれば、先ほど来からあったように、何も言わないというのも表現の一つであるということで、そういうふうになっている議員さんもいらっしゃると思いますし、それも表現の一つであって。まず、意識というものをルール化するというのは、難しいんじゃないのかなと思います。

○柴田委員長 長谷川委員、どうですか。

○長谷川委員 先ほど田中委員がおっしゃったように、陳情・請願にかかわらず、発議案でもある可能性があると思うんですよね。ですから、そういった場合、私もルール化となると、考え方としては厳しいかなと思っています。

○柴田委員長 御意見頂きました。そういうふうな御指摘は分かるけれども、それをルール化するか、こういうふうに決めましたということまで持っていくのは無理があるのではないかとということで落ち着きそうですけれども、徳本委員、それで納得がされますか。一応、問題提起をしたということで、また皆さんがそういうふうな意識、そういうふうな考えもあるんだなということをつかっていたということで、それこそ皆さんの意識がそれで変わるかもしれないし。これはルール化することは難しいというところで、これは意識の問題ということでまとめるということになりますけれども、よろしいですか。

徳本委員。

○徳本委員 はい。皆さんの意識が分かったし、無理がある提案だったなと思いました。

ただ、皆さんの発言を聞いて、ああ、無意識なんだなということが確認できたのと、意識して、質問も反対討論もしていないという人がいるのだという新たな情報を得られたので、そういうやり方をする人もいるよというのは、自分が知らせていたり、また問題提起するということがいいかなと思います。これはこれでいいです。

○柴田委員長 分かりました。じゃあ、これはそういうことで、ルール化まですることはしないということになりました。

次なのですけれども、市民から執行部や議員への質問を可能とするということなので、主には陳情・請願です。陳情者が聞かれたら、質問に対して答えるということだけで、こちらがどう考えているんだというようなことを陳情者からは、何も、一切質問ができない。これを双方向にしたらどうですかという提案ですけれども、これは。

長谷川委員。

○長谷川委員 過去に、陳情が出たときに、私は参考人として質疑をしたときに、私に対して質疑をされたことがあります。ただし、それは現状の制度で、要は議員が答える場に

はないので返答を控えますという答えをさせていただきました。そのとき思ったのですけれども、その質問が陳情からずれていたというふうに私、思ったのですね。ですから、そうすると、参考人として来られる方が全てのことを理解しているかどうかと疑問に思ってしまうので、できれば、議員がこの陳情を審査している側なので、執行部や議員に対する質問というのは、なじまないのではないかなと私は思っています。

○柴田委員長 参考人を招致するというのは、陳情の文書とかについての正確に理解をする、議員のほうで理解した上で決定していくということの意義づけなので、双方向でなじむのかといたら、どうなのかなという気はしますが。

石井委員。

○石井委員 私も、これ今、手元に必携も何もないので、陳情と請願の審査の在り方というのを今、事務局に確認したいと思うのですが。こういうのって、ありなのですか。

○柴田委員長 議会事務局長。

○永井議会事務局長 現状は、少なくとも委員会条例の中で、参考人については、質疑については、常任委員会条例の読み替えで27条の部分が該当になるのですが、公述人と書いてありますが、これは参考人に置き換えて、委員に対しては質疑することができないということで、条例上、そこは提起できないというルールになっているところでございます。

以上です。

○柴田委員長 石井委員。

○石井委員 ありがとうございます。条例で、委員に対して質疑することはできないというふうになっています。これは、条例にあるということは、それなりの重いものもあり、また、それなりの理由があつてのことだと思えます。この条例を変える必要は今ないと思えます。

○柴田委員長 徳本委員、どうですか。

○徳本委員 すみません、聞き逃したので、何の条例というのを教えてください。

○柴田委員長 委員会条例の27条、委員と公述人の質疑というところで、委員は公述人に対して質疑をすることができる。第2項、公述人は委員に対して質疑をすることができないと条文上に規定がありますので、これはさっき言ったとおり、参考人として招致するのは、陳情や請願の趣旨とか意味を深めるため、こちらサイドが深めるためにお呼びしているという実態がありますので、双方向の議論ということはないかなと思います。

長谷川委員。

○長谷川委員 私の記憶ではないのだけれども、要は参考人が執行部に対して聞きたいというのはなかったような気がするのだけれども、その条例でいうと、執行部は除外されているということですかね。

○柴田委員長 定めはないですね。

事務局長。

○永井議会事務局長 これは解釈になるのかもしれませんが、そもそもが執行部のほうは、説明員として出席をしております、説明員ということですので、審査する委員の側から必要な情報を聞いて確認をするということですので、この制度自体が、基本的には、委員さんが審議するに当たって必要な情報を確認するといった趣旨でございますので、呼ばれた側同士が意見を交わすという形の制度にはなっていないということになるようでございます。

○長谷川委員 ありがとうございます。

○柴田委員長 ということなのですけれども、これは趣旨からして、このままということではよろしいでしょうかね。

徳本委員。

○徳本委員 結論としては、それでいいです。最後に、この項目について言いたいのは、実はたくさんいろんな陳情・請願が今まで出てきていますよね。それで、そういった人やそれを見てきた市民からの要望です、今回の提案は。なので、先ほど申したように、質問が出たり、議員さんの意向とか考えが、どういう理由でこれを反対しているのかとか、どういう理由で必要だと思っているかという意見などが十分に表明されている審議であれば、そんなに聞き返したいということがないのかなと私は想像しているのですね。なので、そういうことが分からなかった場合に、何々委員はどう考えるのですかと聞きたいとか、そういうことがあると思います。

うんざりしている顔をされている方もいますけれども、そういう方がいるから、もっと活発にやりたいという意見が出ているということは、受け止めていただきたいなと思います。

○柴田委員長 分かりました。

じゃあ、今までで二つ目までが終わったということで、三つ目に行きます。市民の説明が15分で足りない場合、要望があれば延長を可能とするということなのですけれども、これについてはどうですか。

長谷川委員。

○長谷川委員 この15分にしたいきさつというのがあって、皆さん御承知だと思うけれども、制限がないときもありました。そのときは、午前中、説明だけというようなこともありましたので、15分で切ってはいるけれども、その審議の中で説明をする時間を設けられていますので、私としては、審査をするという観点からは、これでいいと思っています。

○柴田委員長 ほかの方は御意見どうですか。

石井委員。

○石井委員 この請願・陳情の市民の説明を15分というふうに決めたのは、まだ数年前なんですよね。まだ本当に始まったばかりなのですよね。今、長谷川議員がおっしゃったように、これがないときには、無制限に陳情者が説明というか、お話をされるのが長く

て、要は審査の時間が取れなかったのですね。

我々に必要なのは、審査の時間なんです。議員が審査をしている中で、陳情者が説明を付け足すことは幾らでもできるので、最初の説明は15分にさせていただいて、あとは審査の中で物足りないところ、言い忘れたところ、言い足りないところをおっしゃっていただくという形にしているのです、このままでいいと思います。

○柴田委員長 ほかの方はどうですか。

広沢副委員長。

○広沢副委員長 私もこのままでいいと思います。前に長い説明があつて、午前中ということがあったのですけれども、最初の説明は、皆さん概要みたいなどころがあつて、それを説明していただいた後に、直接審査をするために、それぞれの委員が疑問に思っていることなんかを質問して、回答していただく時間というのが取れますので、そこで本当に必要なやり取りができるものと思いますので、現状でよろしいかと思います。

○柴田委員長 田中委員、どうですか。

田中委員。

○田中委員 皆さんと意見、一緒です。

○柴田委員長 ということなんですけれども、徳本委員、どうでしょう。

徳本委員。

○徳本委員 これについても、傍聴者や市民からの要望もあつて、私もそうだなと思つたので出していますので、全く考慮の必要なしというのではなく、少しずつ、少しでも最低限15分ということになっているので、延長する場合は、その15分を超えるというのはないと思うのですよ。だから、そこは制限してもいいかもしれないけれども、まだ足りないというところは、どうしてもという場合は認めてもいいんじゃないかなと思うので、そこは一切考慮しませんじゃなく、もう少し前向きな議論をしていただきたいなと思います。

というのは、その後、質問が出たら、その質問に答えるのであつて、補足で説明できるとは全然限らないですよ。さっき言い足りなかったことを言いますけれどもと質問と外れて答えたら、当然その仕切っている長が、それは関係ないですよというふうに制すると思いますので。

あと、15分にしたというのも、特に根拠があつたわけでもなかったのですよ。決めるときに私がいたのですけれども。なので、やっぱり足りないという市民からの意見がある以上、15分絶対ということはないと思うので、もう少しゆるめてもらうことはできないかなと思っています。

○柴田委員長 石井委員。

○石井委員 この市民の説明を最初は15分というふうに決めるにも、相当な時間をかけたのですよ。1時間、2時間で決めた話じゃないのですよ。何日もかけて、陳情・請願の在り方をみんなで協議して決めたのです。それがやっと決まって、それこそ今、柴田

委員長も、本当に連日、夜遅くまで調べ事をしていただいて、それを皆さんに提案していただいて、それで決めたことなのですね。

なので、これをホームページに載せて陳情者・請願者の皆さんに周知することによって、陳情する方も請願する方も、15分の説明でしっかりまとめようというふうにして、まとめてきてくださっているのですよね。そのことによって充実した審議になっていると思うので、やはり最初みんなで決めたことをもう少しやり続けていくことが必要なんじゃないかなと思いますし、また15分で絶対切りますとはしていないと思います。若干、まだ16分になっても17分になっても、そこら辺はバシッと切っているわけじゃなくて、少々の余裕を持たせていると思うので、現状のままでいいと思います。

○柴田委員長 実際、委員会で陳情とかの説明を受けるときに、委員長が間もなく時間が15分になるときに、あと何分で15分になりますよということは注意喚起としては促すのですけれども、例えば私たちでも、持ち時間1時間で、ちょっと言い足りなかったというような、一般質問のときとかも、あるように、多分15分という心積もりでも、少し足が出てしまう。そして、そこで説明が終わるといふふうになるような場合というのはあると思うので、石井委員の言うように15分でバシッと切るのではなく、その15分をめどに、もう終わらせてくださいねという促しはあるけれども、15分で言いかけたものまで切ってしまうというような対応はしていないと思います。

なので、やはり説明も、陳情や請願は文書も出ているわけですし、事前に資料も頂いているわけなので、委員としては、それを読んで考えた上で臨んでいるはずですので、説明は簡潔に、15分をめどにということに決まったかなと思っています。それから1時間、2時間続いたということも実際ありましたので、それだと長いかなという感じはしますけれども、どうでしょう。

長谷川委員。

○長谷川委員 要は15分というのが、先ほど委員長がおっしゃったように、15分来たから、一般質問のように時間で区切るということは、まだ実際の運用ではやっていないと思うのですね。それがあまり長引くようならという話になるのでしょうかけれども、それはその長、各常任委員会の委員長のほうに任せられた範囲ではないかなと、私は思っているのですけれども。

○柴田委員長 委員長の裁量の範囲ということですね。

○長谷川委員 裁量の範囲。

○柴田委員長 ということだと思いますけれども、どうですか。

徳本委員。

○徳本委員 皆さんが延長を正式に認めるのは、全員必要ないという意見なので、これも全部、三つとも却下ということで仕方ないとは思いますが。

ただ、納得はできないというのは、この議会に入ってから5年目になって思っていることで

すけれども、長く審議したから、必要な疑問に答えられているかとか、質のいい議論がされているかということは別物なので、一、二時間とか、何時間かけたからいいというふうには私は思っていないということ。

また、説明を短くしたのは、審議をしっかりとするためだという意見がありましたけれども、それがされていないと市民や傍聴した方が思っているから、今回のような提案をしています。それがされているのだったら必要なかったことなので、そのことについては、改めて、ここだけじゃなく、全員の議員さんに考えて、自分の支持者がどうかとかいうのは関係なく、全員から選ばれた議員ということで、1個ずつの陳情について真剣に議論してほしいなと思いますし。もう一つあります。

もう一つ、説明を短くしたのは、審査の時間をしっかりと取るためだという理由も当たらないと思います。なぜなら、審査に時間制限ないので、説明が長いかわりで審査の時間が取れないということはないです。

以上です。

○柴田委員長 徳本委員から、このような意見が出ました。これ、陳情・請願だと各常任委員会が所掌する常任委員会に諮られることになると思いますし、今、委員長さんがみんな議運のメンバーでおられますので、今の議論はしっかり聞かれていたと思いますので、運営上にて、そういうことを心掛けていただくということで、一応、形上は、何かこれで決めるということではなくてもいいかなと思いますけれども、それでよろしいでしょうか。

1時間たちますので、ちょっと休憩したいと思います。11時10分再開でお願いいたします。

[休憩 1 1時01分 再開 1 1時11分]

○柴田委員長 では、会議を再開します。

今が5番についてですね。もう1個やって、あとオンライン会議のことを今までの経過とかのお話をしたりしたいと思います。

もう一つは、しろい令和さんの議場にスマホの持ち込みを可とするということです。これは議場で子機として使うということで。長谷川委員、何か追加で説明ありますか。

○長谷川委員 特にないのですけれども、活性化委員会のほうで、タブレットに対してアプリのほうの話し合われている中での話なので、本当はスマホを持ち込むことによって子機として使えればいいなということで出していますけれども、それは方向性を見ながらでいいと思います。

○柴田委員長 特に今。

○長谷川委員 今はないです。

○柴田委員長 じゃ、今これは考えなくて。

○長谷川委員 考えなくていいのではなくて、要は考えてほしいのだけれども。

現状の話、しますよ。会派室だと、残念ながらスマホ、ネットにつながっていないので、スマホで調べることができないのですね、調べようとする。会派の部屋だとネットがつながらないので。前は、白井Wi-Fiがあったので調べることができたのですけれども、今は、この議場のWi-Fiはスマホ使えませんから、そこでスマホだけでは調べられない。タブレットがあれば調べられるのですけれども、そんな状況なので。

○柴田委員長 お尋ねしますけれども、携帯はそれぞれSIMとかが入っていて、それぞれ、ドコモならドコモの回線でつながって、いつでも使えるという状況ではないのですか。例えば、ここで流れているWi-Fiをスマホでつなげて調べるとい状況にしたいということですか。

○長谷川委員 結果的に今、議場のWi-Fiを使えるようにしてからは、会派室で使えるWi-Fiが使えなくなりましたよね。その状況なので、できればスマホも、皆さんが議場で使っているWi-Fiをつなげるようにしたいのですけれども。それがいいかどうかは、また別の話ですけれども。

○柴田委員長 分からない。今、議場のWi-Fiは一個一個登録してもらって。

○長谷川委員 登録した機種しか使えないですからね。

○柴田委員長 スマホは基本、自分のそれぞれ。

○長谷川委員 うん、なっているから。

○柴田委員長 逆にそこを議場のWi-Fiをつなげて、検索したり使えるようにしたり。

○長谷川委員 要は、選択肢として二つあると思うのだけれども、難しいのかもしれないけれども、元に戻していただいて、白井Wi-Fiが使えるような形にできるのか、その辺は、私の中では思っていないのですけれども。

○柴田委員長 じゃ、外にいるときは。

○長谷川委員 外にいるとき、要は3階にいるときは、別に問題ないのですね。

○柴田委員長 だから、庁舎の外に出たときは。

○岩田議長 休憩にしといて、自由討論にしたらいじゃない。

○柴田委員長 じゃあ、ちょっと休憩にしますか。

[休憩 11時14分 再開 11時18分]

○柴田委員長 会議再開いたします。

それでは、しろい令和さんの御提案の議場にスマホの持ち込みを可とするという件については、現時点では、議会活性化特別委員会のほうの協議もあるし、今は検討はしないということによろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○柴田委員長 一応ここまでにして、あと少し、オンライン会議について、今までの経緯とか、ちょっとさらったほうがいいかなと思うので、させていただきたいと思います。

皆さん、タブレットの引継ぎ事項なのですけれども、タブレットで議運の画面に戻っていただいて、議運の第11回、5月18日。ここに引継ぎ事項が。開けました。オンラインによる会議開催に係る申送りについてというのが。

それで2ページ目が、前の議運の委員長だった伊藤仁議員から提出されたもので、読みますと、オンラインによる会議開催に係る申送りについて。当委員会は、オンライン会議について検討し、オンライン委員会制度を導入することを決定しました。しかし、具体的にどのような場合にオンラインによる参加を認めるかというところまでは協議が整いませんでした。そこで、導入に当たっての詳細事項は、改選後の議会運営委員会に託すことといたしました。本件に関しては、1月25日、1月30日、2月22日、3月16日の議会運営委員会で協議、検討しました。また、2月22日の協議会においては、2人の委員がオンライン参加、全員がオンライン参加という2ケースを実際に試み、出された意見は下記のとおりです。

ということで、これは本当に具体的なことが出ています。会議室のスケール、配置を工夫して全体が映るようにしたほうがいい。それから、発言する際のミュート解除のタイミングを決めておいたらいい。これ、実際にやってみると、ぴんとくる話だと思うのですけれども。それから、委員長がオンライン参加する場合の対応の協議が必要。委員長が風邪とかインフルとかで来られなくなった場合、どうするのかというようなことです。やっぱりこれは、みんなが経験したほうがいいから、各常任委員会に模擬でオンライン会議を行ってみてはどうでしょうか。こういう意見が取りまとめられまして、今この議会運営委員会のほうに申し送りされているという次第です。

1月の25日の会議で、もう早々とオンライン会議の導入というのが決定がされています。それ以降、ずっと議事録を見ますと、3月の常任委員会から早速試すことができるようにしようじゃないかなんていうふうに、かなり忙しいスケジュールになりかけたのですが、実際は会議規則を見直しをしたり、あと環境を整えたり、それからあと、Wi-Fiが自宅で受けている人が突然つながらなくなったらどうするのだとか、結構検討しなければいけない問題がありましたので、とてもそこまでは、この短い任期では詰め切れないということで、できるだけのことをして、このようなまとめで申送りになったという経過があります。

まず何を検討しなくてはいけないかという、皆さん、この中でオンライン会議、実際に体験した方は。

○石井委員 みんなやったよね。

○柴田委員長 全員のは全協で何回かやっている。議運の中で、2人がいないところで残

りでやったとか、ここでやったことを経験した人は。前のとき、2月にやったとき。2人か。そうすると、ぴんとこないというのが実感かしら。

○石井委員 委員長、その前にお聞きしたいことがあります。オンライン委員会制度を導入することに決定しましたということしか書いていなくて、これ、オンライン委員会制度は、何のためにやることに決定したのですか。そこら辺をまず目的を聞きます。

○柴田委員長 当時は、コロナで本当に来られなくなった場合、災害とか病気が蔓延したときとか、出てこられなくなったときにオンラインで会議をしましょうということが広く言われていましたし、総務省も令和2年の通知では、委員会会議とかはオンラインやっていいよということは通知がされています。

それからもう3年ぐらいたちまして、今は、これもSide Booksに載せてもらったのですけれども、今はオンラインの会議はやるということが前提で、こういう検討をしたらいいのではないですかということまで総務省の通知が出ているのですね。令和5年7月3日です。

なので、この前回2月で、まだ5類になっていない段階では、災害とか、本当に病気の蔓延のときとかが中心で、まず、そこから決めたらどうかという話もあったのですけれども、5類になり、通常の場合、それこそ急病で来られないとか、介護があって出てこられないけれども会議には参加したいとか、そういうところまで含めて、どういう場合にオンライン会議を開催しましょうか。要は、議員が会議に参加する、発言をする機会を保障するという意味で、本会議は、議決まではちゃんと現場にいないといけないのですけれども、委員会については、オンライン会議も総務省も認めていることなので、どういう場合に認めましょうかということから始めるのかなと思っています。

石井委員。

○石井委員 そもそもオンライン会議をやることに決定しましたというのは、コロナとか病気の蔓延とか災害等で議員さんたちが集まれなくなった場合に、オンラインで会議してもいいよという国の通達があったから、やろうということに決めたということですね。その後、コロナが5類になって、このことは国のほうでも棚上げになった話だと思います。新聞報道だったと思うのですけどね。

今ここで申送りについて、どのような場合にオンラインによる参加を認めるかというところが議論が進まなかった、整わなかったので申し送るということなので、まず、ここからだと思うのです、具体的なことは後で。どのような場合を想定して、オンライン参加、オンライン会議をするのか、まず、そこを決めてからのほうがいいと思うのですね。病気というのは、病気、先ほどコロナの場合に感染症ですよ、それはあれなのですが、病気ひとくくりにしてしまうと、病院から参加したい人は参加するとか、病気のときは病気を治すことに専念したほうがいような気がするのですけれども。

つまり、どのような場合にオンライン会議を認めるのかという、そこをきちんと決めな

いと、具体的なところには入っていけないかなという。

○柴田委員長 もちろん、そのとおりなのですね。オンライン会議の導入は決定しているけれども、やむを得ない事情を認めるとしたら、どこまで認めるかということを決めるのだということからになります。

ただ、今まで間が空いてしまっていて、すっぱり抜けてしまっていることも考えられたので、整理をしたのですけれども。だから、オンライン導入は決定しているけれども、どういう場合に認めるかというところをきちんと協議をしてもらえればいいのかなど、まずそこは思います。おっしゃるとおりです。

○石井委員 じゃあ、今日の資料だね。これ、全部読むの。

○柴田委員長 そうなの、今日の資料が今日載らなかったから。出ますか今日の今度は議会運営委員会なので、総務省の通知。

○石井委員 でも、これ、どのようなときということとは書いていない。

○柴田委員長 これ、開きました。表書きは、令和4年の4月30日以降、これは初めて通知が出たもので、オンラインやってもいいですよと、ちゃんと決め事を決めてやってくださいというような内容の最初の通知なのですけれども。それ以降、何回かQアンドAが出ているのですね、総務省のほうから。こういう場合、どうしたらいいんだということに対する回答。そういうのが何回か出て、令和4年12月22日付で、地方議会におけるデジタル技術の活用等に関するアンケート調査というのをやっています。

それは白井市にも来ていて、白井市はまだオンライン会議まで突入していなかったもので、オンライン会議をする予定はあるけれども、いつとかは未定ですという回答なのですが、やっていますというところについては、結構、どういう状況でどんなふうにと、かなり事細かなアンケートになっているのですね。その実施状況等を取りまとめましたので、別添のとおり送付します。この別添のとおりというのが、また別添があるのかどうか、そこまでちょっと。

その下が、各議会におかれましては、議員が委員会にオンライン出席する場合には下記事項に御留意の上、委員会の適切な運営に取り組んでいただきますようお願いいたします。各都道府県はみんなに周知してくださいねということで、次のページに行きますと、キーとして四つ項目が記載されています。どういうことについて注意して進めてくださいねということとかを今、総務省なりにまとめたもので、第三者による簡易な関与がないことについて。

それから、通信が途切れた場合の取扱いについて。情報セキュリティ対策について。住民に対する議事の公開について。これ一つずつ読むのはやめますけれども、こういうことを留意してくださいと。だから、オンライン会議をするのだったら、こういうふうにやってくださいと、ここまで示されているので、やるという方向になるのかなと思っているのですが、それにしても、どういう場合かという、今、石井委員が言ったとおりで、まずそ

こからで、どういう場合に認めるかというのが、なかなか結局それが煮詰まらなかったのです。実際、今年、2月、3月でやってみても。今、5類になったという状況も踏まえて、どういう状況なら認めてもいいのだろうかというようなことを議論していただければいいかなと思います。

長谷川委員。

○長谷川委員 5類になって自宅待機ということならば、通信環境が整っていれば参加できると思います。このほかの病気以外で入院して、病院からというのは非常に難しいかなと思いますから、そこは外していただいて。あとは、自己都合で欠席するのも、私としては外してほしいなというふうに今は思っています。

○柴田委員長 自宅で、インフルとかで自宅待機の場合の参加はありだと。病院で入院しているところは難しいだろうから、なし。それから自己都合というのは、それは議会優先の中で、自己都合では無理だと、駄目なのではないかということですね。

この間、稚内市議会かな、が視察に来られたときに、オンライン会議については、どういうふうに整えていくつもりですか、妊娠したとかで出産するとか、あと介護が入ったとか、そういうような場合とかは認めていますかとか聞かれまして、まだそこまで議論していなかったのでお答えできなかつたのですけれども、そういうふうなところまで、ほかのところというのは進んでいる、そこまで考えているのだなというのは実感したところなのです。なので、もちろん自宅待機、インフルエンザとかコロナで自宅待機のと看で、自分で出席参加、画面に出てこられる状況であれば、これはいいのかなとは思っています。

石井委員。

○石井委員 もう少し時間をかけたほうがいいと思うのです。

○柴田委員長 そうですね。

○石井委員 今、長谷川委員のおっしゃったことは、長谷川委員のおっしゃったことで、いいですねで決めてしまつたら駄目だと思うのですよ。いろいろ出し合つて、ここ大事なのですよ。一番大事なところなので、ほかの市町村でオンライン会議をやっているところが、どういう場合にオンライン会議をやっているのかというの、これ、調査研究しなくてはいけないと思うのです。だから、これは1回持ち帰つて、また調べていただくのであれば調べていただきたいなと思います。

○柴田委員長 皆さんも状況調査、お知り合いの議員さんとかいらつしやるでしょうから、ちょっと聞いてみて、それぞれにお考えを練つていただければと思います。それでいいでしょうか。

徳本委員。

○徳本委員 あと、前の議会運営委員会で検討しているとき、これに関しても意見出ていますよね、多分。そのときの議事録とか共有しておいたらいいのかなと思います。

○柴田委員長 3回か4回つて30ページぐらいつあるのですよ。その中から抜粋をす

るということですか。

○徳本委員 抜粋か、一応、読む人は読んでおくというか。例えば公明党の斉藤議員とかも、その前の期で、このことを話詰めていくのは無理だと思うとはおっしゃったけれども、例えば、育児中、大変で議場には来られないのだけれども、参加はできるという状況とか、そういうのが必要だと思うとか、結構、具体的に発言は各委員がされているので、あまりそこを白紙にせず、出た意見は意見として積み上げられるかなと思っています。

○柴田委員長 おっしゃるとおりなのですからけれども、議事録は、感染症と子育て、出産とか何か特別な事情がある場合に、Zoom参加で可とするための方法を協議するという事で、みたいなのが、早々と1月の議運の中で発言があったりしています。

それこそ斉藤委員が、こういう項目はどうするかという項目だけでも挙げていただければ、熱が出たとき、どうなのかなど、そういうことを考えて、そういう項目を事前に挙げて考えたいと、考えやすいと思いますというような発言をされています。これは具体的に結局決まらなかったの、やっぱりここから取りかからなければいけないかなと思います。

また調査していただいて、それぞれに御意見を持っていただいた上で、このことはつなげていきたいと思しますので、今日はここまででよろしいでしょうか。次って、また、いつになるか分からないですけれども。年内は無理ですね。来年、また日程調整させていただこうと思しますので、また何かあるかもしれないし、そのときに、ついでにまた話し合ったりとかするかもしれないので。

じゃ、調査していただいて、来年に向けてまた話合いができればいいかなと思います。それでよろしいでしょうか。何か御意見ありますか。

それでは今日は、以上のところで議論はやめたいと思います。

議長、ほかに何か。委員の皆様から何かありますか。議長から何かありましたら。

○岩田議長 ございません。

○柴田委員長 事務局から何かありましたらお願いします。

事務局長。

○永井議会事務局長 次回の議運ということなのですからけれども、一応日程として決まっている部分としましては、2月5日が3月定例会前の議運ということで予定はされていることになります。

以上です。

○柴田委員長 先すぎて、また元に戻ってしまいそうですが。もうちょっとその手前で集まるようにはしたいと思しますので。それまでに一応それぞれに調査をお願いいたします。

では、ほかに何かございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田委員長 ないようですので、以上で本日の議題は全部終了いたしました。どうもお疲れさまでした。ありがとうございます。